

令和元年度

第1回外国人技能実習機構評議員会 次第

1. 日 時 令和元年6月27日（木）10時00分～11時30分

2. 場 所 TKP ガーデンシティ品川 1階 ダリアの間

3. 会議次第

(1) 開 会

(2) 理事長挨拶

(3) 新評議員就任ご紹介

(4) 議 事

①平成30年度の事業実績について

②令和元年度の事業計画について

③その他

(5) 閉 会

[配布資料]

資料1 座席表

資料2 外国人技能実習機構評議員名簿

資料3 平成30年度の事業実績について

資料4 令和元年度の事業計画について

資料5 外国人技能実習機構業務の概況について

資料6 外国人技能実習機構評議員会運営規程（平成30年2月6日規程第54号）

資料7 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

資料8 平成30年度外国人技能実習機構評議員会議事要旨

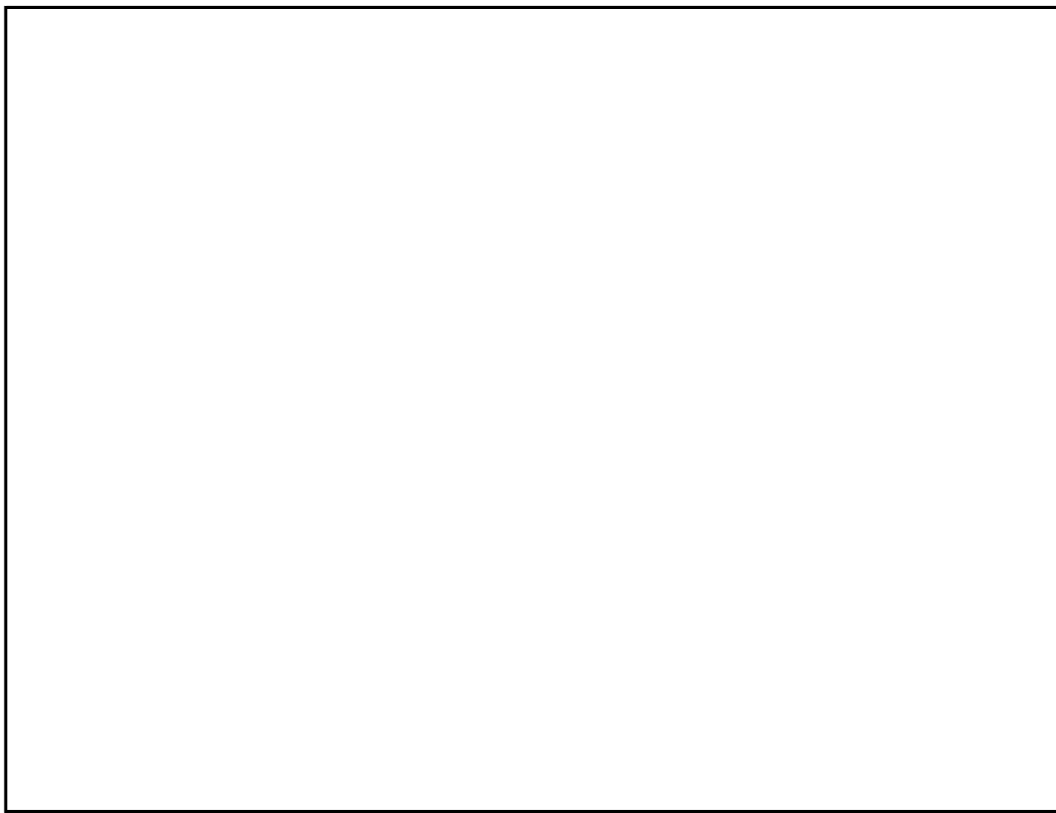
令和元年度 第1回評議員会
令和元年6月27日(木)10:00~11:30
於 TKPガーデンシティ品川 会場:ダリア

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
随 行 者 席

上 多 野
林 賀 村
評 谷 評
議 議 議
員 長 員
○ ○ ○

内 田 評 議 員 ○
川 野 評 議 員 ○
奈 良 評 議 員 ○

○ 湊 元 評 議 員
○ 佐 久 間 評 議 員
○ 酒 向 評 議 員



○ 江 小 鈴 達 金
原 出 木 谷 原
監 理 理 窟 理
事 事 事 理 事

審 議 役 ・ 部 長 席

○ 片 鈴 奥 大 津 丸
木 木 村 西 川 岡
監 監 村 西 川 技
査 理 村 西 川 能
査 理 村 西 川 能
室 理 村 西 川 能
長 長 長 長 長 長

課 長 席 企画・広報課

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入 口

外国人技能実習機構評議員名簿

令和元年 6 月 27 日現在

【学識経験者】

上林 千恵子 法政大学社会学部教授

○多賀谷 一照 千葉大学名誉教授

野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士

【労働者代表】

内田 厚 日本労働組合総連合会 副事務局長

川野 英樹 J A M 副書記長

奈良 統一 全国建設労働組合総連合 書記次長

【使用者代表】

湊元 良明 日本商工会議所 産業政策第二部長

佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長

酒向 里枝 一般社団法人日本経済団体連合会経済政策本部長

(五十音順、敬称略)

※○は議長

平成30年度の事業実績について

外国人技能実習機構

令和元年6月27日

事業実績の概要

1. 適正な業務運営の確保

1. 業務の計画的遂行及び進捗管理

業務運営計画を作成し、業務の進捗状況について役員及び幹部職員が定期的に点検を実施した。

2. 内部統制の推進体制の整備

危機管理マニュアル等を策定し、また、役職員倫理規程等の職員への周知や計画に基づいたリスク管理の取組を実施した。

3. 情報提供及び広報の実施

技能実習制度の関係情報を収集・整備し、ホームページ、広報用資料等により提供した。

4. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

マニュアル等を活用した職員研修等を通じて情報セキュリティの確保及び個人情報保護を推進した。

2. 実習計画の認定

1. 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導

監理団体・実習実施者に対する講習会や申請案件の審査等に際して、必要な調査・指導を実施するよう努めた。

2. 認定申請の適切な受理及び認定

監理団体・実習実施者に対する講習会や申請手続についての相談等の機会を通じて、事前説明を行うとともに、申請案件の受理を行う際に、必要な点検確認を行い、申請の受理・認定の措置を行った。

3. 適正かつ効率的な審査

新任職員に対する研修や地方事務所に対する業務指導の機会を活用し、審査担当者の業務能力の向上を図った。

○申請件数：平成30年度においては、367,761件。

＜参考＞

○認定件数：平成30年度においては、389,951件。

技能実習計画認定（平成31年3月末までの累計）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型	14,127件	13,327件
団体監理型	471,393件	439,163件
計	485,520件	452,490件

3. 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理

実習実施者が技能実習を開始した場合等及び技能実習を行うことが困難となった場合の届出を受理した。

4. 監理団体の許可に係る調査等

1. 監理団体の許可に係る適切な申請の受理・調査・進達

監理団体になろうとする者に対して、申請書等の記入方法等の事前説明を行い、許可申請を受理する際に、記載漏れがないか等を点検し、また、許可基準への適合や欠格事由への該当について審査をする際に、必要に応じて事実関係の調査を実施し、主務省庁へ進達した。

○許可件数：平成30年度においては、486件。

2. 事業区分変更許可申請及び変更届出に係る適切な受理・審査

特定監理事業の許可を受けた監理団体が事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、監理団体からの事業区分変更許可申請を適切に受理し、審査を行った。また、変更届出についても適切に処理した。

○事業区分変更許可件数：平成30年度においては、416件。

<参考>

監理団体許可（平成31年3月末までの累計）

申請件数	許可件数
2,701件	2,505件 うち一般監理事業1,175件 うち特定監理事業1,330件

5. 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

1. 年間検査方針の策定等

機構本部において、技能実習制度を取り巻く全国的な課題を把握・整理した上で実地検査の年間検査方針を策定し、また、地方事務所等において、機構本部から示された年間検査方針等に基づき、年間検査計画及び月間検査計画を策定した。

2. 実施体制の確保と担当職員の専門性の確保

実地検査業務を的確に実施できる体制の確保を図るとともに、各種研修等の実施により実地検査業務の基礎となる知識の取得及び実務能力の涵養を図った。

3. 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たって、実習実施者・監理団体の設備や帳簿書類の検査、技能実習の実施状況及び技能実習生の待遇の状況を把握し、必要に応じて技能実習生からの意見聴取を行った。

実地検査で技能実習法違反が認められた事案については、改善勧告を行い、改善を求めるとともに、改善報告書を提出させるなどにより改善状況を確認した。

<参考※速報値>

○監理団体・実習実施者に対する実地検査件数：平成30年4月から9月末までにおいては、3,700件程度。

○違反が認められ改善勧告を行った機関：平成30年4月から9月末までにおいては、1,400件程度。

○指摘した違反事実の延べ件数：平成30年4月から9月末までにおいては、2,800件程度。

6. 技能実習生の保護

1. 技能実習生からの申告及び相談対応

実習実施者・監理団体に法令違反等があった場合の申告や各種相談を母国語により受け付けた。

2. 技能実習継続のための支援

実習実施者の経営上の都合や実習実施者の違法行為等により技能実習の継続が困難となった技能実習生が、実習先を変更して引き続き技能実習を行うことを希望する場合に、他の実習実施者の下で技能実習を行えるように調整する実習先変更支援を行った。

また、技能実習生の受入先となり得る監理団体の情報の受付・提供を行うため、実習先変更支援サイトを運営した。

さらに、監理団体・実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情があって、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、機構が宿泊施設を提供した。

3. 第3号技能実習への移行希望者への支援

実習先変更支援サイトにおいて、第3号技能実習生の受入れに関する情報を技能実習生に提供した。

4. 技能実習生手帳の作成・配布

主務省庁と連携し、技能実習生に対し、技能実習関連法令、申告・相談窓口その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳を作成・配付した。

○母国語相談件数：平成30年度においては、2,114件。

○実習先変更支援サイト登録件数：平成30年度においては、752件。

○技能実習生手帳作成件数：平成30年度においては、技能実習生手帳を9言語、計約49万部。

<参考>

相談件数（平成31年3月末までの累計）

母国語相談件数 2,716件
（電話2,046件、メール643件、手紙27件）

【主な相談内容】

- 労働環境に関すること
- 労働基準に関すること
- 職種に関すること
- 3号移行等技能実習制度の手続きに関すること

申告・援助・支援件数（平成31年3月末までの累計）

- ・申告件数 90件
- ・実習先変更支援件数 56件
- ・宿泊援助件数 28件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

7. 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業種団体等に対し、必要要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、主務省庁・関係機関と連携して、指導・助言した。

○移行対象職種・作業：平成31年3月末時点では80職種、144作業

8. 技能検定試験等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定試験等の受検について、監理団体から該当する試験実施機関への申込みに当たって、その受検の時期等の情報を事前に伝達するなどの支援を実施し、技能実習生が適切な時期に技能検定試験等を受検できるようにした。

<参考>

受検支援件数（平成31年3月末までの累計）

303,966件

9. 労働安全衛生に係る指導の実施

技能実習生が安全で安心して技能実習ができるよう、実地検査を実施したほか、技能実習の業種特有の作業環境を踏まえた労働安全衛生対策を適切に講じることができるよう、マニュアル（農業職種）を作成し、全国の主要都市で実習実施者等を対象に安全衛生セミナーを開催した。

10. 技能実習に関する調査

帰国した技能実習生等について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技術、技能及び知識の活用状況等の調査を行った。

1 1. 地域協議会等を通じた関係機関との連携

各種事業協議会への出席等を通じ、主務省庁及び関係行政機関等との密接な連携を図った。

また、地域協議会への出席等を通じて各地域における国の関係機関や地方公共団体等と技能実習制度の適正化に向けた密接な連携を図った。

1 2. 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

主務省庁及び外務省と送出国政府で締結されたMOCについて、主務省庁との意見交換等を通じて、内容を調整するとともに、締結されたMOCに基づく情報共有及び通報等について、迅速かつ的確に実施できるように、送出国政府と協議し、方法・様式の整備を行った。

MOCに基づく定期協議を実施するとともに、日本側で許可した監理団体の情報の提供、送出国政府から提供を受けた認定送出機関リストのホームページでの公開等を行った。

○MOC締結国数：平成30年度においては、5か国と締結。

○MOCに基づく定期協議件数：平成30年度においては、6か国と実施。

○認定送出機関リストのホームページでの公開件数：平成29年度から平成30年度においては、11か国分のリストを公開。

<参考>

技能実習に関する二国間取決めについて

**作成状況：計13カ国
(H31.3月時点)**

ベトナム（H29.6月）、カンボジア（H29.7月）、インド（H29.10月）、フィリピン（H29.11月）、
ラオス（H29.12月）、モンゴル（H29.12月）、バングラデシュ（H30.1月）、スリランカ（H30.2月）、
ミャンマー（H30.4月）、ブータン（H30.10月）、ウズベキスタン（H31.1月）、パキスタン（H31.2月）、
タイ（H31.3月）

令和元年度の事業計画について

外国人技能実習機構

令和元年6月27日

事業計画の概要

1. 適正な業務運営の確保

1. 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

業務運営計画を作成し、業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検を実施する。また、監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生を巡る違法な契約が指摘されていることを踏まえ、部門を横断した取組を行い、的確に対応する。

2. 内部統制の推進体制の整備

リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応を行う。また、すべての職員についてコンプライアンスの徹底を図るため、情報提供等の取組を行う。

3. 情報提供及び広報の実施

外部機関等からの講習会への講師派遣依頼に対応するなどにより、積極的に周知・啓発を行う。

機構の業務内容の情報のほか、主務省庁とのリンク情報等、技能実習制度に係る幅広い情報について、ホームページ等を通じて積極的に広報を行う。

4. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

マニュアル等を活用した職員研修等を通じて情報セキュリティの確保及び個人情報保護を推進する。

5. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

研修計画に基づき、集合研修（座学）及びOJTを実施し、担当職員の専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

2. 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

主務省庁及び外務省が送出国の担当省庁と締結した協力覚書（MOC）に基づき、送出国政府及び在京大使館と連携し、定期協議の開催、情報共有及び不適切事案の通報等を実施する。

3. 技能実習計画の認定に関する事項

1. 認定業務の厳正な実施

申請手続について、十分な事前説明や必要な点検確認を通じた認定申請の適切な受理を行う。また、事実確認を厳正に行うとともに、これまで蓄積された審査の事例や実地検査結果を踏まえた事案の的確な見極めに努め、審査の適正・効率化につなげていく。

2. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

各種研修を実施するほか、効率的かつ公平・中立的に審査業務を実施できるよう、マニュアル等を整備するなどにより専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

4. 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理

実習実施者が技能実習を開始した場合及び技能実習を行うことが困難となった場合の届出を受理する。

5. 監理団体の許可に係る調査

監理団体になろうとする者に対して、申請書等の記入方法等の事前説明を行い、申請書の受理を行う場合に、記載漏れがないか等を点検し、また、監理団体の許可に係る調査業務を行う際には、公平かつ厳正に実施することとし、申請書類の審査のみでは調査が困難な案件について、実地による調査、申請者・関係者との面談により、事実関係等を的確に把握して審査する。

6. 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

1. 年間検査方針の策定等

機構本部において、技能実習制度を取り巻く状況について情報収集に努め、実地検査の年間検査方針を策定する。地方事務所等において、機構本部から示された実地検査方針等に基づいて、計画的かつ効率的な実地検査を実施するため、年間検査計画及び月間検査計画を作成するとともに、その進捗管理を的確に行う。

また、機構本部において、地方事務所等に対し実地検査業務に係る定期監察を実施して業務の進捗状況や課題を把握し、必要な措置を講ずるなどにより効率的な実地検査の実施に努める。

2. 指導監督の実効性の確保

帳簿書類の点検、監理団体・実習実施者の役職員だけでなく、確実に技能実習生からの事情聴取等を行い、認定計画どおりの技能実習が行われているかなど、技能実習の実施状況や技能実習生の待遇の状況等を的確に把握し指導監督する。関係行政機関との間で一層緊密な連携を図り、出入国に関する法令や労働基準関係法令に違反する疑いのある事案に対する指導監督の実効性を確保する。

3. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

各種研修を実施するほか、指導監督業務を的確に実施できるよう、マニュアル等を整備するなどにより専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

7. 技能実習生の保護

1. 技能実習生からの申告及び母国語での相談対応

技能実習生が母国語で申告又は相談することができるよう、母国語相談を実施するほか、地方事務所等において相談等への対応を行う。また、法令違反等の疑いがある事案については、指導監督部門と情報共有を行い、的確な実地検査につなげる。

2. 技能実習継続のための支援

「実習先変更支援サイト」において技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報の掲載をする。また、実習実施困難時届出書の受理時などにおいて、技能実習生の実習継続の意思を確認するとともに、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先変更の進捗を管理するとともに、必要がある場合には機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの個別支援を実施する。

技能実習生からの相談や実習実施困難時届出書の受理を端緒として、技能実習生が監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情があると認める場合には、宿泊施設を確保・提供し、技能実習生の保護及び各種の支援を行う。

3. 第3号技能実習への移行希望者への支援

「実習先変更支援サイト」において第3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を掲載する。

4. 技能実習生手帳の作成・配布

技能実習生に対し、技能実習関連法令、申告、母国語相談、各種窓口その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を母国語で理解できるようにした技能実習生手帳を作成・配布する。

5. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

各種研修を実施するほか、マニュアル等を整備するなどにより専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

8. 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業種団体等に対し、必要要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、関係機関と連携して、指導・助言する。

9. 技能検定試験等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定試験等の受検について、監理団体から該当する試験実施機関への申込みに当たって、その受検の時期等の情報を事前に伝達するなどの支援を効率的に実施し、技能実習生が適切な時期に技能検定試験等を受検できるようにする。

10. 技能実習生の日本語学習のための環境整備

技能実習生の更なる日本語能力向上の機会の提供を促進するため、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等の様々な機会に活用が可能となる日本語教育ツールの開発を行う。

11. 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

技能実習生が安全に安心して技能実習ができるよう、実地検査を確実に実施するとともに、全国の主要都市で安全衛生セミナーを開催するほか、業種別の安全衛生マニュアル等の活用を行う。

12. 技能実習に関する調査および分析

帰国した技能実習生等について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技術、技能及び知識の活用状況等を調査・分析し、技能実習生の帰国後の実態を明らかにする。また、機構が行う各種業務についてデータを取りまとめる。

13. 地域協議会等を通じた関係機関との連携

出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした各地域における国の関係機関や地方公共団体等と、技能実習制度の適正化に向けた密接な連携の確保及び強化を図る。

外国人技能実習機構業務の概況について

令和元年6月

OTIT 外国人技能実習機構

外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理 事 達谷窟 庸野
小出 賢三
金原 主幸
監 事 江原 由明
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 62億1,141万円(令和元年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部所在地 港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階
海岸庁舎(技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
URL: <http://www.otit.go.jp>
- 地方事務所・支所 13か所(札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)

外国人の能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ**(4~5年目の**技能実習の実施**)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

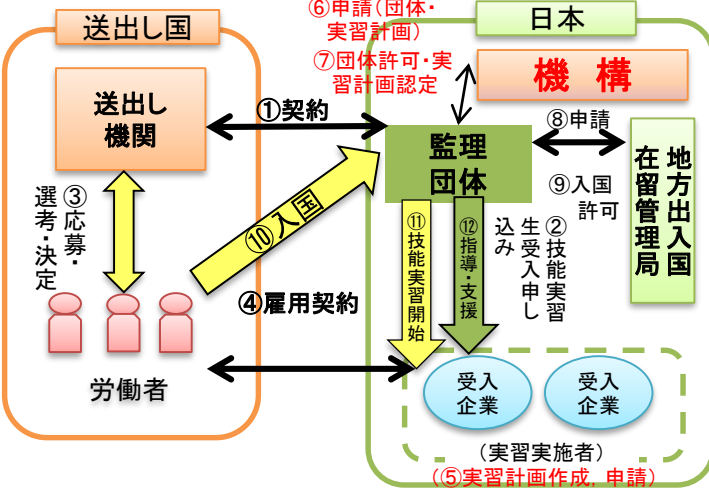
【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

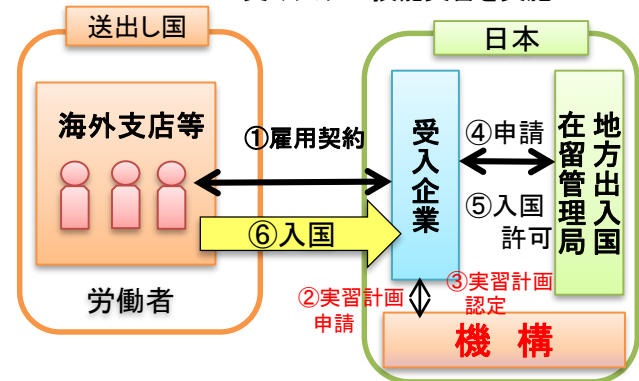
⑥申請（団体・実習計画）

⑦団体許可・実習計画認定

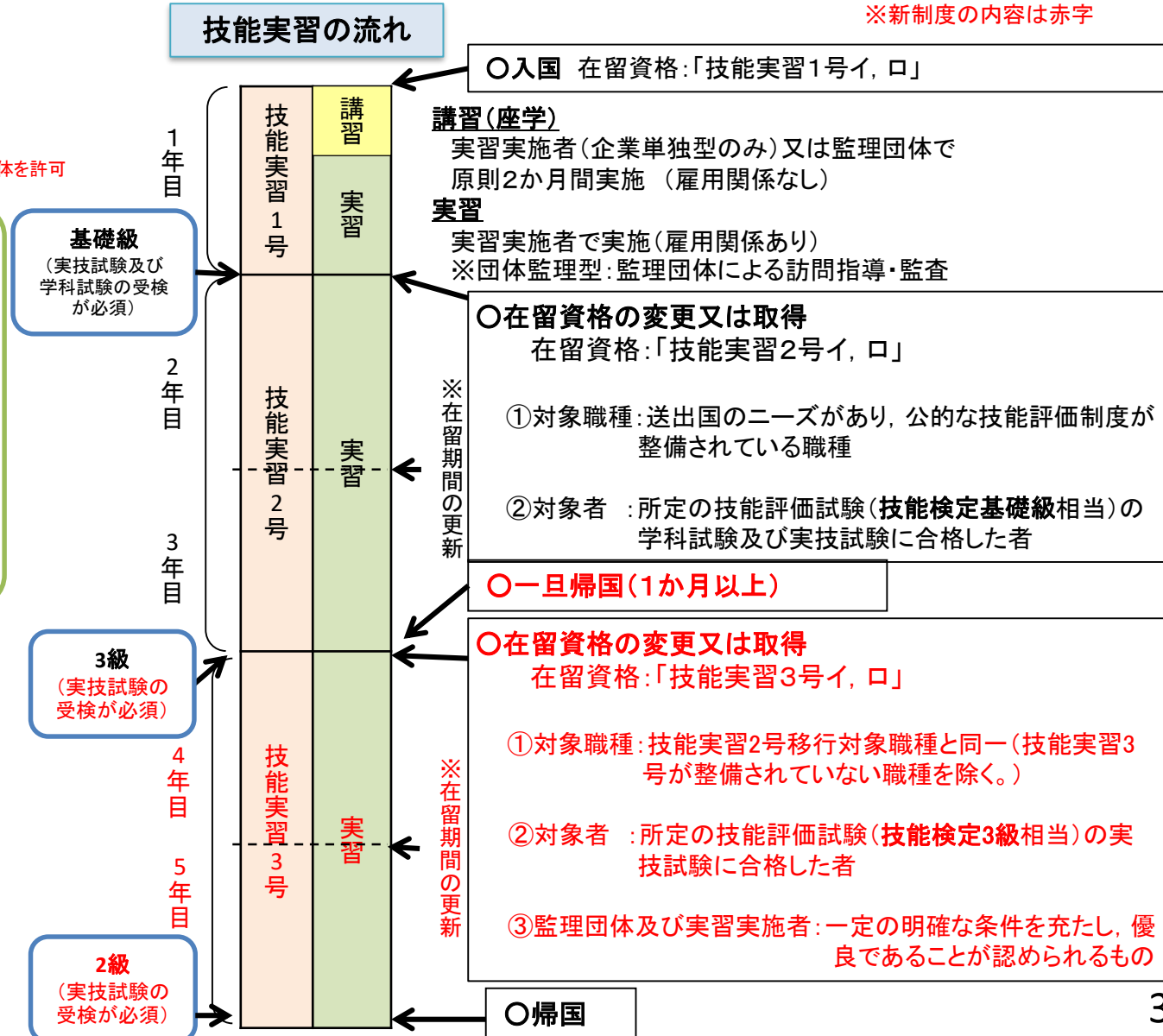


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

※在留期間の更新

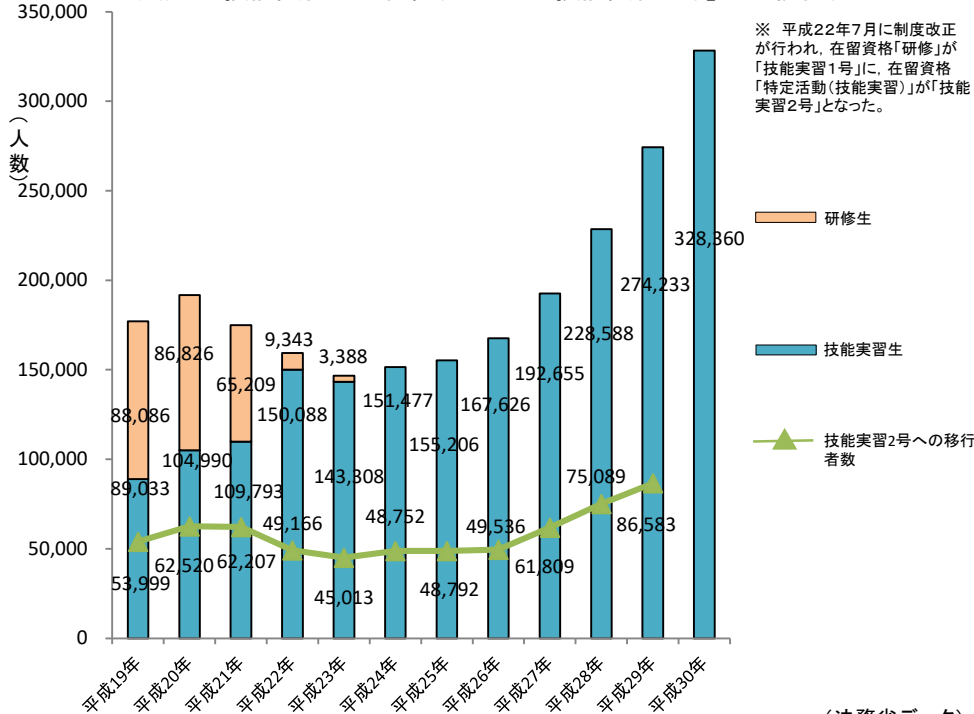
③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

技能実習制度の現状

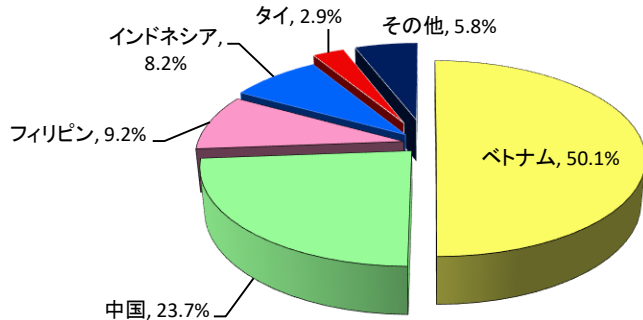
1 平成30年末の技能実習生の数は、328,360人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



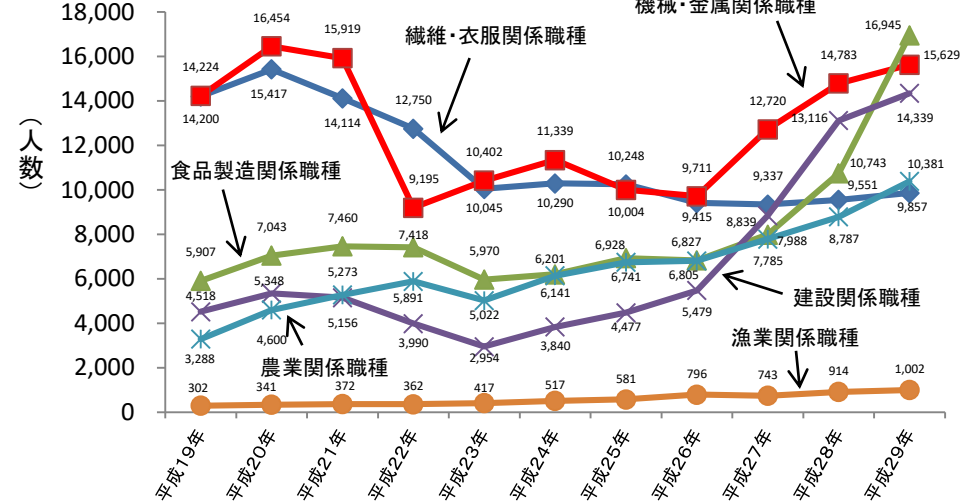
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成30年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



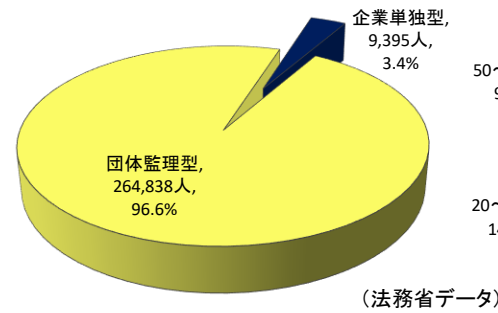
3 全体で80職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

職種別「技能実習2号」への移行者数

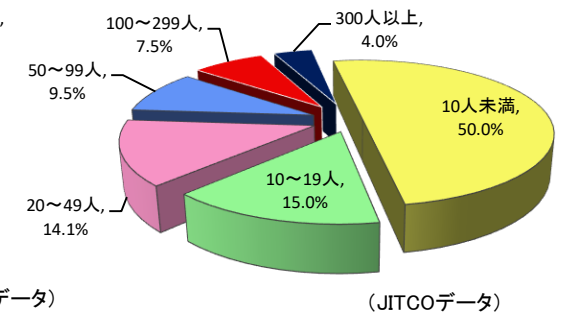


4 団体監理型の受入れが96.6% 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成29年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

（許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務）

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

（機構による事務の実施）

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせる

ときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 （略）

（機構による事実関係の調査の実施）

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 （略）

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8カ国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、火、水、木、金 11:00～19:00
中国語	月、水、金 11:00～19:00
インドネシア語	火、木 11:00～19:00
フィリピン語	火、土 11:00～19:00
英語	火、土 11:00～19:00
タイ語	木、土 11:00～19:00
カンボジア語	木 11:00～19:00
ミャンマー語	金 11:00～19:00

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更に当たって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約49万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況：計13カ国
(H31.3月時点)**

ベトナム (H29.6月)，カンボジア (H29.7月)，インド (H29.10月)，フィリピン (H29.11月)，ラオス (H29.12月)，モンゴル (H29.12月)，バングラデシュ (H30.1月)，スリランカ (H30.2月)，ミャンマー (H30.4月)，ブータン (H30.10月)，ウズベキスタン (H31.1月)，パキスタン (H31.2月)，タイ (H31.3月)

外国人技能実習機構評議員会運営規程

規程第 5 4 号
平成 3 0 年 2 月 6 日

(設置)

- 第 1 条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、機構の業務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 2 8 年法律第 8 9 号）第 8 7 条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)) の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

- 第 2 条 評議員会は、評議員 1 5 人以内をもって組織する。

(評議員の任命)

- 第 3 条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(構成)

- 第 4 条 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

(任期)

- 第 5 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(議長)

- 第 6 条 評議員会に議長を置き、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから、評議員の互選により選任する。
- 2 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 3 議長に事故のあるときは、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから議長があらかじめ指名する評議員が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 評議員会の会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、会議を招集するときは、あらかじめ付議事項、日時及び場所を評議員に通知するものとする。

(議事)

第8条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、評議員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 評議員は、議長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、前2項の適用については欠席したものとして取り扱う。

(資料の提出等の要求)

第9条 評議員会は、審議のため必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 評議員又は評議員の職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(情報公開)

第11条 評議員会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 評議員会に関する事務は、総務部企画・広報課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

（評議員会関係部分抜粋）

第三章 外国人技能実習機構

第四節 評議員会

（設置）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第八十四条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

（評議員の秘密保持義務等）

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

（業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 技能実習に関し行う次に掲げる業務
 - イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。
 - ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
 - ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、

第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

へ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務

三 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

四 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

五 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(役員解任)

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
(評議員会関係部分抜粋)

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
 - イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

○外国人技能実習機構定款（抄）

第5章 評議員会

（設置）

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。

- 2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（評議員）

第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

【参考】

（役員解任）

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

- 2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (4) 職務上の義務違反があるとき。

平成30年度外国人技能実習機構評議員会議事要旨

- 1 日時 平成30年10月23日（火）16:00～17:00
- 2 場所 TKP ガーデンシティ品川1階 ダリアの間
- 3 出席者 多賀谷評議員（議長）、上林評議員、野村評議員、内田評議員、川野評議員、奈良評議員、小林評議員、佐久間評議員、酒向評議員
- 4 議事
 - (1) 議長の選出について
 - (2) 外国人技能実習機構評議員会の運営について
 - (3) 議長の職務代理者について
 - (4) 外国人技能実習機構業務の概況について
 - (5) その他
- 5 議事概要
 - (1) 議長に多賀谷評議員が選出された。

このほか、議長の職務代理者の指名、会議の議事運営及び公開の扱いが了承された。
 - (2) 事務局より資料について説明が行われた。
 - (3) 評議員からは、
 - ・ 実地検査を行う際は、事案の内容に応じて、入国管理局や労働基準監督署とも連携していくことが重要である。
 - ・ 国全体の流れとしては、人権侵害事案に対し救済を行っていく方向にあるので、外国人技能実習機構においても、日本司法支援センター「法テラス」との連携を検討していくべきである。
 - ・ 技能実習生の保護に関する外国人技能実習機構の各種取組をより見える形で行っていくべきである。
 - ・ 技能実習1号、2号及び3号の違いはどこにあるか。介護など特定業種も含まれることから、それぞれのレベル感を確認したい。
 - ・ 技能実習1号から2号へ移行する際の技能検定又は技能実習評価試験について、試験制度が輻輳している感がある。全ての職種・作業について整備されているのか。
 - ・ 監理団体の許可に係る調査に関し、過去に不正行為の認定を受けたことがある団体から申請があったときは、どのように対応しているのか。

- ・ 実地検査を行う際は、技能実習生からもヒアリングを行っているか。
- ・ 実地検査で問題となるような事例には、どのようなものがあるか。
- ・ 母国語相談センターに寄せられた重大な事案に対し、機構はどのような対応をしているのか。
- ・ 技能実習生への宿泊支援の状況はどうか。
- ・ 技能実習を終えた技能実習生から相談が寄せられた場合、対応しているか。

等の意見及び質問があり、これに対し、事務局より説明が行われた。

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 対象の監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合クリエイティブ・ネット
- (2) 代表者職氏名：代表理事 民輪 聡宏
- (3) 所在地：兵庫県加西市国正町563

2 処分の内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第1号等の規定に基づき平成30年12月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分の理由

協同組合クリエイティブ・ネットは、外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったため、技能実習法第39条第3項の基準を満たさず、また、同法第26条第4号に当たるものとして、同法第37条第1項第1号及び同項第2号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当することとなった。

平成 31 年 3 月 29 日

調査・検討結果報告書（抜粋）

法務省

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム

第5 新制度の運用状況について

1 各種制度の運用状況

(5) 実地検査等

主務大臣は、技能実習計画の認定に関する事務や監理団体の許可に関する業務において、実習実施者や監理団体等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者への質問又は関係場所への立入検査を行う権限が認められている（法第13条及び第35条）。主務大臣が行う報告の徴収等を拒んだり、虚偽の回答を行ったりした場合などには、技能実習計画の認定の取消事由（法第16条第1項第4号）や監理団体の許可の取消事由（法第37条第1項第4号）となるほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなる（法第112条第1号）。

また、技能実習計画の認定に関する業務は機構に行わせることとされているため、機構においても、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の帳簿書類等を実地に検査することが認められている（法第14条）。機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行うなどした場合には技能実習計画の認定の取消事由（法第16条第1項第5号）となるほか、調査への協力が得られない場合には、必要な情報が得られないために技能実習計画が認定されないこととなり得る。

機構は、監理団体（対象数約2,400団体）に対し、1年に1回程度の頻度で、実習実施者（対象数約48,000機関）に対し、3年に1回程度の頻度で、定期的に実地検査を行うこととしている。また、機構は、法令違反等の疑いのある事案であることについて情報提供を得た場合や、関係者から相談、申告等があった場合には、必要に応じ、直ちに実地検査を行うこととしている。

平成30年12月末までの実施検査件数についての速報値（精査未了のもの）として、機構は、監理団体に対し、2,000件弱、実習実施者に対し、5,000件以上の合計7,000件以上の実地検査を実施している。

また、これも速報値であるが、平成30年9月末までに実施した実地検査（監理団体に対し、1,100件余り、実習実施者に対し、2,600件余りの合計3,700件余り）において検査事項について違反が認められ、改善勧告が行われた機関数は、1,400件弱（監理団体に対し、500件余り、実習実施者に対し、900件弱）、指摘された違反事実の延べ件数は2,800件弱（監理団体につき1,300件弱、実習実施者につき1,500件弱）である。実習実施者に係る違反内容を見ると、帳簿の備付けに関する違反や、技能実習生の待遇に係るもの（宿泊施設に関するもの、技能実習計画に基づく賃金の不払その他の報酬等に関するもの、技能実習生の負担費用に関するもの）等がある。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況
(H31.3月時点)

ベトナム (H29.6月)、カンボジア (H29.7月)、インド (H29.10月)、フィリピン (H29.11月)、ラオス (H29.12月)、モンゴル (H29.12月)、バングラデッシュ (H30.1月)、スリランカ (H30.2月)、ミャンマー (H30.4月)、ブータン (H30.10月)、ウズベキスタン (H31.1月)、パキスタン (H31.2月)、タイ (H31.3月) 1

二国間取決め（協力覚書）締結国との通報概要

○日本から送出国への通報

- ・ 保証金の徴収
- ・ 不当な違約金の徴収

等

○送出国から日本への通報

- ・ 監理団体と送出国との間のいわゆる裏契約書（違約金契約）の締結

等